

令和7年度 第17回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和8年3月24日(火) 9時17分～ 11時48分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員(会長)、中西委員(副会長)、上野委員、大島委員、片谷委員、菊本委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員
欠席委員	稲垣委員、藤井委員、藤倉委員、水嶋委員、山口委員、横田委員
開催形態	公開(傍聴者 0人)
議 題	1 家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 計画段階配慮書について 2 (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について 3 (仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和7年度第15回、第16回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和7年度第15回、第16回横浜市環境影響評価審査会会議録について</p> <p>(1) 会議録案の修正について事務局が説明した。</p> <p>【事務局】 第15回の審査会に出席しました、(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業の事業者より、発言の訂正の申し出が3点ありましたので、事務局より御説明をさせていただきます。</p> <p>会議録案の3ページ目の下段の事業者の発言、1行目の「公園に配置する樹木等も考慮して数値は出している」旨の発言のうち、「公園」は正しくは「対象事業実施区域」、4ページ目の中段の事業者の発言、1行目の「作る場所は、施設概要図で委員がおっしゃるように、公園整備に従って樹木を植栽する」旨の発言のうち、「施設概要図」は正しくは「供用時の緑地位置図」、「公園整備」は正しくは「公園及び墓園整備」でした。</p> <p>これらの件につきましても、すでに修正した内容で会議録案をお配りしております。事務局からは以上となります。</p> <p>(2) 質疑、特になし</p> <p>(3) 令和7年度第15回、第16回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 計画段階配慮書について</p> <p>ア 意見聴取の依頼</p> <p>イ 計画段階配慮書に係る手続について事務局が説明した。</p> <p>質疑、特になし</p> <p>ウ 計画段階配慮書について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、委員の方から御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>	

片谷委員、お願いいたします。

【片谷委員】 ありがとうございます。化学系の人間ですので、関心を持って御説明を伺っていました。

お尋ねしたいことは、プラスチック資源の再商品化という業種の中で、これまでどのような御経験というか、実績をお持ちになっているか、事業者として一種のセールスポイントといった事項がありましたら、是非お聞かせいただきたいです。

配慮書の内容に関しましては、極めて適切な御説明をいただいたと認識はしております。さらに、事業者としてのセールスポイントをアピールしていただく形で御説明いただくと有り難いです。短くて結構ですけども、御説明いただければ幸いです。お願いいたします。

【奥会長】 それでは事業者の方、お願いいたします。

【事業者】 ベスプラ株式会社です。ベスプラ株式会社の親会社として、ベストトレーディング株式会社がありまして、私はベストトレーディング株式会社の代表もしています。

ベストトレーディング株式会社が何をしているかという、生活に一番密着した容器関係のリサイクルをしています。主に飲料容器です。あと厚木市で家庭から出てくるプラスチック容器、今回の再商品化事業の一つ手前の中間処理のところを担う形です。あと、学校給食から出てくる牛乳パックのリサイクルをしています。厚木市の家庭から出てくるプラスチック容器をリサイクル、中間処理という形でしていますが、その先の再商品化事業者になるということをご数年計画していました。その中で、プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）の施行により、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収するという背景から、今回の事業を進めようという決断しました。そのような回答でよろしいでしょうか。

【奥会長】 片谷委員、いかがですか。

【片谷委員】 100%というのは難しいところもありますが、おおよそ理解できました。ありがとうございます。

もう1点質問してよろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【片谷委員】 御説明の中で、プラスチック資源の再資源化に伴う火災や爆発という話が出てきました。私もそのような危険物を扱う話はかなり関わってきたのですが、再資源化の過程の中で、火災や爆発というような一種の事故に当たるようなことは、これまで御経験があつて御説明いただいているという理解でよろしいでしょうか。

【奥会長】 御回答をお願いします。

【事業者】 （親会社の）ベストトレーディング株式会社で家庭から出てくるプラスチック容器の処理をしていますけれども、一度も経験したことはございません。十分注意しながら、火災が起こらないような、起こっても良いような設備を設置していますので、今までは経験していません。

昨今、リサイクル事業者、廃棄物処理事業者で火災が起きていますので、そういったことも踏まえて、適切に消防法に則った設備も設置します。それ以外に、AI画像認識による異常探知システムを導入しようと思っております。

【片谷委員】 ありがとうございます。なぜお尋ねしたかと言いますと、この事業の周辺には住宅や学校等もありますので、安全管理については、周辺にお住まいの方などは関心を持たれることが容易に想像できます。その辺りの住民向けの御説明をしっかりとさせていただくことが重要かと思ひまして、お話ししたので、今御回答いただいたこととおおよそ理解できました。そういった住民の方々への御説明をしっかりとさせていただくようお願いしたいという事を申し上げておきたいと思ひます。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明の中で、ベストトレーディングという親会社において、プラスチック容器の中間処理の実績はあるということは分かりましたけれども、今回は本事業を実施するためにベスプラ株式会社という別会社を作ったということになりますか。親会社とベスプラ株式会社との関係を少し押さえておきたいと思ひます。親会社で実績があるので、それを踏まえてベスプラ株式会社では、さらに中間処理から再商品化の方までしていきたいということですね。

【事業者】 そういうことでございます。

【奥会長】 分かりました。

それでは田中修三委員、それから大島委員、酒井委員、この順番でお願いしたいと思ひます。どうぞ、田中修三委員。

【田中修三委員】 御説明ありがとうございます。私の方からは排水処理に関して、いくつか質問させていただきたいと思ひます。まだ配慮書の段階ですので、排水処理の細かなことは決まっていなと思うのですが、私が特に知りたいのはマイクロプラスチックに関連した事項です。早い段階から考えておかないと、方法書、準備書と進んでからではなかなか難しいので、この段階で御質問をさせていただきたいと思ひます。

今日の御説明で地下水を使って、その水は洗浄水として使われて、使ったものの一部は再処理をして再利用すると、残りは公共下水道に排出するという御説明がございました。排出分ですけれども、公共下水道に排出する際にはある程度の処理をして、少なくとも下水道法で決められている排除基準内には収めなければいけませんので、何らか必ず処理されると思ひます。今日の御説明ではなかったのですが、配慮書 10 ページの表 1-5 の「水利用の主要設備」で排水処理施設がございまして、加圧浮上設備や中継槽があります。この加圧浮上設備では、排水中の浮遊物質や油分の分離・除去とありますが、マイクロプラスチックについてもある程度考慮されているのかをお聞きしたいと思ひます。

というのはですね、近年リサイクル施設がマイクロプラスチックの排出源になるおそれが非常に高いということが、本当につい最近の話なのですけれども、分かってくるのです。リサイクル施設だけではなく、下水処理場でもなかなかマイクロプラスチックの除去ができなくて、下水処理場の放流水にもかなりの濃度で入っている可能性があるということで、問題になりつつあります。近年ようやく分かってくる段階ですので、まだ法律上の規制基準はないわけで、公共用水域の排水基準もございませんし、それから下水道の排除基準にも入っていないのです。大きな問題になる可能性がありますので、是非今回の事業の中で可能な範囲で考慮していただけないかと思ひまして、希望も兼ねて申し上げる

ところでは。現時点でどのように考えておられるかを教えていただければと思います。

【奥会長】 それでは、お答えをお願いいたします。

【事業者】 排水（処理施設）を担当しておりますエイブル株式会社と申します。今回の排水処理施設は、（配慮書 10 ページの表 1-5 を映しながら）このように加圧浮上設備と生物処理、微生物による処理を組み合わせて行っております。加圧浮上設備は凝集加圧浮上設備でして、凝集剤、いわゆる薬品を用いて、水中の固形分及び一部の溶解性の物質を固形化して、それを浮上させて、水中から分離するという設備です。

マイクロプラスチックに対してどのくらいの除去率があるかというデータはなかなか現状出ていないのですが、今回のプラスチック資源の処理工程には化学的に分解する工程が含まれておりません。物理的に破碎する等の工程が中心ですので、それほど微細なマイクロプラスチックが大量に出るということは想定しておりません。この加圧浮上設備の凝集処理によって、マイクロプラスチック、あるいはもう少し大きな微細なプラスチックについては、かなり除去できると考えております。

今後どのような規制等がかかるかは注視しておきたいと思っておりますけれども、現状でできる限りの対策としては、薬品による処理によって、微細なプラスチック及びマイクロプラスチックについて一定の除去率は達成できると考えています。

【奥会長】 田中修三委員、いかがでしょうか。

【田中修三委員】 凝集剤を入れて、その後加圧浮上で分離するというやり方で、ある程度のプラスチックは一般的な浮遊物と同じように除去はできると思えます。ただ私が知る限り、あまり加圧浮上でのマイクロプラスチック分離・除去のデータはなくて、具体的にあまり分らないです。

最近分かってきたのは、ろ過ですね。砂ろ過でも結構除去率は高いということが分かりつつあります。ただし、砂ろ過というのは、マイクロプラスチックの中でも比較的粒径の大きいものは除去されるけれども、小さい数十 $\mu$ m以下のものは除去率が非常に低いです。それ以外に同じろ過ですが、繊維ろ過というのが最近出てきています。繊維のろ材を使ったろ過ですね。これもかなり効果がありそうだと思います。これでもまだ、いわゆるナノプラスチックのようなものはあまり期待できないのですが、通常の砂ろ過よりももう少し小さな粒子も除去できそうということが分かりつつあります。今回の排水処理施設の中には、ろ過という工程は入っていないようですが、可能であれば少し検討していただいたらどうかという気はいたします。

近年、このマイクロプラスチックの問題が非常に大きな問題になってきております。現時点では先ほど申し上げたように排水基準等はございませんが、近い将来、規制がされる可能性もありますので、可能な範囲で最大限の考慮、配慮をしていただけないかなと私からは希望です。

それと、もう一つ気になるのが、配慮書を見ますと、排水については配慮事項を選定されてないです。これは現在の配慮指針自体にマイクロプラスチックのことが入っておりませんので、当然そうなるのですが、先ほどから何度も申し上げますが、可能な範囲で考慮していただけないかなと考えます。いかがでしょうか。

- 【奥会長】 ありがとうございます。これは専門的な見地からのアドバイス、御要望ということですが、事業者の方から回答をお願いいたします。
- 【事業者】 非常に貴重な御意見をありがとうございました。今話を聞いて前向きに検討して、ろ過装置というか、そういったものを設置していきたいと思えます。
- 【田中修三委員】 特に横浜市は、他の自治体に先行してプラスチックのリサイクルに力を入れていますが、一方で、先ほど申し上げたようにリサイクル施設がマイクロプラスチックの排出源になるおそれがあるという点もあります。これは、横浜市の方にも十分考えていただきたいと思っております。以上でございます。
- 【奥会長】 ありがとうございます。そもそもプラスチック資源循環促進法が、マイクロプラスチックによる海洋汚染などが国際的に問題になったことを受けて制定しているものですので、やはりマイクロプラスチックの問題というのは非常に重要な対応を求められる課題だということだと思えます。新しく施設を作られて、先進的な取組をされていくわけですから、リーディングケースになるように、前向きに御検討をいただくと有り難いと思えます。よろしくをお願いいたします。
- それでは大島委員、お願いします。
- 【大島委員】 同じく水利用計画に関する質問ですが、地下水のくみ上げは日量でどのくらいを予定しておられるのかということが1点目です。洗浄水を再利用されるということですが、どのように再利用されるのかが2点目です。再利用した後の処理はどうするのか、これが3点目です。あと少し違う範囲で、(スライド9ページに)対象地域が横浜市及び近隣自治体と書いてありますが、この近隣自治体はどの辺りを予定しているのか、そこを御質問させていただきます。
- 【奥会長】 それでは、お答えをお願いいたします。まず地下水を日量でどのくらい取水するのかということですね。
- 【事業者】 株式会社エイブルです。地下水のくみ上げは200m<sup>3</sup>/日を予定しております。くみ上げた水を、このフロー(配慮書11ページの図1-7)のように水を循環させながら使っていきます。1番目のルートのところで、60m<sup>3</sup>/時の水を仕上げの洗浄(後段洗浄)にまず1回使います。その後、もう1回循環利用のルートがありますけれども、そこでも60m<sup>3</sup>/時の水を洗浄(前段洗浄)に使います。水の循環に関しては、使った水を都度加圧浮上設備に通して循環していきます。このように60m<sup>3</sup>/時のループが2つありますので、そこに新しい水、新水が200m<sup>3</sup>/日入ってきます。この入ってきた分の200m<sup>3</sup>/日の水が次の工程に、原水調整槽に入って、生物処理を通過して公共下水道に放流という形になります。ですから、くみ上げる水量が200m<sup>3</sup>/日、下水道に放流する水量も200m<sup>3</sup>/日というバランスになっております。
- 【奥会長】 大島委員、よろしいですか。今のお答えについて。
- 【大島委員】 水利用については、それで結構です。対象地域についても、お願いいたします。
- 【奥会長】 近隣自治体として、どこが含まれるかということですね。お願いいたします。
- 【事業者】 容リ協(日本容器包装リサイクル協会)ルートというのは、基本的に

入札で、落札した会社が出された物（プラスチック資源）を引き受けて再商品化していくと認識しています。その中で、横浜市から出てくるプラスチック資源を一番に入札に入れるのですけれども、それが落札できなかった場合は藤沢市や大和市、その辺の近隣自治体の物を考えております。

【大島委員】 入札如何ということですかね。

【事業者】 そうです。

【大島委員】 理解できました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。

【大島委員】 はい、結構です。

【奥会長】 それでは酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 配慮の方策は論点としてそこも重要なのですけれども、今の配慮書の段階においては、今後どのような配慮をしていくのかということを決めるところかと思しますので、現況の認識で、どれだけ熟度を高められているのかということをお伺いしたいと思います。

私は生物多様性の観点からお伺いしたいのです。周辺の植生図、あるいは動物の情報を集められて、地図化されて、総括されているわけです。計画地とその近傍の情報が記載されていることは分かります。（配慮書の）79 ページのところで、左側に配慮事項、右側に配慮の内容があります。この配慮の内容というのが先ほど言ったように、配慮という意味がその方策のところも一緒に書かれていて、どのような状況だからどのような配慮が必要なのだというような記載もあるのですけれども、何かそこがメインになっていないというか、埋もれてしまって少し薄い感じがするのです。この1番目のところ（配慮事項(1)の配慮事項）に関して言えば、生物多様性の話がまず冒頭に出てきて、中盤の辺りですね、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地等の分断、改変を避ける」とあります。この場所でまとまりや連続性はどうかと、どのように認識しているかとか、貴重な動植物の生息・生育地になっているかということについての認識はどうか、そのところをお伺いしたいです。そこをどう認識するかによって今後どのように調査を進めて、その対策を立てましょうというところでどれだけ注力するのかという議論が出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょうか。配慮事項に対して、どのように現況認識しているかという御質問ですけれども。

【事業者】 （図書作成の受託者の）八千代エンジニアリング株式会社です。まず計画地の現状としましては、主に南側が畑地となっております、一部計画地の北側に樹木が存在するような状況です。計画地に現存する樹木としては、シャリンバイやツバキ、タイサンボク、カシなどの常緑樹、クリなどの落葉樹、それから道路沿いにシノダケなどが生育している状況です。

周辺の連続性という観点では、西に和泉町蟹沢特別緑地保全地区がございます。今回の計画地の緑化計画としましては、そこでの連続性という観点から、計画地の西側から南側にかけて主に緑化を行うといった計

画にしております。

【酒井委員】 その辺は図書に書いてあり、御説明もいただいたので、よく分かっています。

横浜市の（配慮指針の）概念としては、もう少し広域的に見たときについてです。例えばこの辺りというのは田園地帯がまとまって残されている所で、横浜市でも主だった地域の一つですね。自然といっても2次的な自然になるわけですがけれども、まさに里地的な所です。原生的な環境に生息、生育している動植物のような生態系ではないですがけれども、逆にその2次的な自然環境で培われた生態系とそこで生息、生育している動植物というのが存在するはずです。その辺の、例えば配慮が必要であるとか、そういった視点がほしいかなと思うわけです。

動植物だけではなくて、周辺の住宅の状況とかも見ると、そういった緑豊かな中で居住されている地域であるということも分かるので、そういう視点も必要なのではないかなと思いました。

まとまりのあると言っても、どのような空間スケールの話なのかということにもよるのですけれども、生き物の行動範囲も広いものもありますし、いろいろなスケールで考えていただきたいという気もしました。少し現状に対する認識が表面的で、もう少し深めていただいた方が今後有益な対策を取る道になるかと思いました。

【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘というか、やはりこちらも助言ということになるかと思えますけれども、参考にしていただいて、もう少し広域的なスケールで隣の保全地域との関係性だけではなく、緑化計画を立てるにしても、お考えいただきたいということだと思います。

【酒井委員】 そうですね。スケールのことだけではなく、自然環境の捉え方です。ここの価値、意義というものをよく把握していただきたいということです。

【奥会長】 こちらは御要望ということになるかと思えます。

【酒井委員】 そうです。配慮書段階での要望です。

【奥会長】 よろしいでしょうか。事業者の方、御回答をお願いいたします。

【事業者】 大変貴重な御意見をありがとうございます。その辺を考慮して、もう1回検討します。

【酒井委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 委員の方、他に御意見などはございますでしょうか。挙手されている方はいらっしゃらないですね。

他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

（事業者退出）

オ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。配慮書の段階では、諮問、答申という形ではなく、審査会の意見を聞くということになっておりますので、審査会の意見を聞いた上で配慮市長意見書を市の方で作成するということとなります。

追加の御質問や御意見がありましたら、是非ここでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。(挙手されている方はいませんね。)本日も非常に貴重な御指摘、御助言をいただいたかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。事務局は本日の審議を踏まえまして、次回以降の審査会で配慮市長意見書の案を提示いただくようお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。本日御欠席の委員がいらっしゃいますので、御意見の有無をお伺いした上でということでもよろしいでしょうか。

【奥会長】 そうですね、本日御欠席の委員が多いので、そのようにしていただければと思います。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 それでは、御欠席の委員の御意見も伺った上で、そして本日の審議も踏まえまして、次回以降の審査会で配慮市長意見書の案を提示いただくということをお願いします。

(2) (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 検討事項について事務局が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 ただいま説明のありました検討事項について、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。今まで出していた御意見がしっかり反映されているかどうか、そこを確認いただきたいと思えます。

事業計画の部分、こちらは菊本委員の御意見を踏まえてですね。大丈夫ですか。

【菊本委員】 (うなづく様子)

【奥会長】 田中修三委員から出された御意見は土壌、あとは排水温の話ですね。田中修三委員、何かございますか。

【田中修三委員】 私の方からは、これで結構でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、他の委員の方も大丈夫でしょうか。

本日御欠席の委員が複数いらっしゃいますので、御欠席された方にも検討事項に対する御意見の有無を事務局の方で確認いただきまして、それらを踏まえて、次回答申案を準備いただくようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 それでは、他にないようでしたら次の審議に入ります。その前に事務局の担当者が変わるということですので、少しお待ちください。

(3) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは委員の方からただ今の御説明について、御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田中修三委員、お願いします。

【田中修三委員】 説明ありがとうございました。

私の質問に関しては、今日の補足説明での内容で結構です。環境の保全のための措置の変更、赤字で示された変更箇所についてもよろしいかと思えます。

蛇足になるかもしれませんが1点だけ、今日の（補足）説明資料25ページの事業者の見解の段落が4つありまして、3段落目の最後の方に「これらの内容は環境影響評価書に反映します」ということですので、是非反映していただきたいと思えます。その下に、「さらに、6 対象事業実施区域周辺の（井戸の利用状況について）」云々と書いてありますが、ここの説明も非常に重要ですので、多分（評価書に）入れられる予定だとは思いますが、この下の（4）段落（目）の部分も是非評価書に入れていただきたいということでございます。

以上です。

【奥会長】 事業者の方、いかがですか。今の御指摘について。

【事業者】 委員のおっしゃる通り反映させていただきたいと思えます。

【奥会長】 お願いいたします。

田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 結構でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。どうでしょう。本日の補足資料に限らず、準備書全般についても御質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上野委員、お願いいたします。

【上野委員】 騒音関係のことで前回まで指摘できていなかったところを、質問させていただきます。

まず、建設工事の騒音の予測のところで、準備書 6.8-26（ページ）に予測結果が載っているのですが、（準備書 6.8-14 ページ表 6.8.13 の建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境保全目標の）85 デシベルの基準に対して、（表 6.8.17(3)の）建設機械の稼働に伴う騒音というのが、79（デシベル）や 83（デシベル）とかなり高い値まで出ています。これに対して、事後調査（項目の選定）が（準備書の）8-3 ページにまとまっていますけれども、建設機械の稼働の（採用した）予測方法が「予測の不確実性はないことから事後調査項目として選定しません」ということで結論づけられています。予測方法は、確かに確立されているのですが、建設機械の個体差みたいなこととか、いろいろな不確実性がないとは言えないので、先ほどの予測結果ではかなり高い値が出ていて、近くに住宅などもあるというところで、ここはやはりしっかり事後調査で評価した方がいいのではないかと考えていまして、その辺に対する見解をお聞かせいただきたいと思えます。特に地点Bが 83（デシベル）という高い値で、Aは 79（デシベル）なのでありますが、近くには保育園な

どもありまして、そういったところへの影響が気になったのコメントになります。

それからもう1点が、供用時の道路交通騒音の予測のことなのですが、準備書の6.8-45ページになります。現地調査の時の交通量をそのまま予測条件として入れて計算をしているということで、その結果が次のページ（の表6.8.24）に示されています。この地点3、4は、外周道路の西側の半円のところに当たるわけなのですが、その将来一般交通量の予測条件は0（台）という値が入っています。これは、道路は造るのだけれども一般車両は通行しないということでしょうかということ、まず質問させていただきたいと思います。

【奥会長】 では、まず2点でよろしいですか。事後調査項目として騒音を選定してはどうだろうかということと、今ここの（将来一般交通量が）0のところの部分ですね。

では事業者の方、お答えお願いいたします。

【事業者】 では公園の方からお答えいたします。まず1点目の騒音の（準備書）6.8-26（ページ）の件なのですが、事後調査、こちらはやらないというような形で、我々の方でお伝えしてございます。我々がこの事後調査を選ぶに当たってですね、他のアセスですとか、道路事業ですとかそのような一般的な項目も参考にしながらですね、今回決定させていただいています。事後調査（項目）をまとめたものが（準備書）8-3（ページ）のところで、記載はされているのですが、委員の御指摘もありましたので、もう一度、我々が横浜市として実施している事業の過去の状況ですとか、確認した上で、その状況を見て、85（デシベル）ギリギリのところについてですね、（事後調査を）やった方がいいのかどうかということ、御説明したいと思います。

それから2点目についてなのですが、（将来一般）交通量0（台）の地点のところなのですが、こちらはコンサルの方からお答えします。

【事業者】 コンサルの方からお答えします。こちらですね、この地点3、4番、委員の御指摘のとおりですね、将来一般交通量が今0台となつてございます。基本的には調査結果を用いているのですが、西側については既存の道路がないということ、また交通量の推計等を行う場合にですね、今回の予測条件として、いわゆる西側連絡道路ですとか、そういったものがまだ開通していないということを前提で、外周道路の西側については、かまくらみち側を通った方が短いルートになるということもありまして、それから将来一般交通量が設定できないということもありまして、このアセスの予測上では来園車両のみが通るという数値とさせていただいております。

【奥会長】 上野委員、いかがですか。

【上野委員】 そちらのマイク、会場側のマイクの近くでお話されている方の声が入って、御説明が聞こえにくかったのですけれど。

【奥会長】 もう一度説明していただいた方がいいですか。

【上野委員】 一般の車両も通るといってお答えですよ。通るのだけれども予測には入っていないというお答えで大丈夫ですか。

【事業者】 実際ですね、外周道路を造ればですね、将来的には車は通ります。ただ通過交通としてはですね、遠回りになるということで道路のそういう

配分をするのですけれど、交通量の配分の計算をすると、どうしても時間の短縮効果があるルートを選ぶというような選定方式を取っていますので、今回の反映にはですね、そういうことでちょっと0というような表記も出てくるところがあるということでございます。

【上野委員】

その表(6.8.24)については分かりました。ただ、この予測条件に基づいて予測をした結果の評価を見ると、ここの地点3、4は来園車両等による増加分がないことになっているのですね。実際には現状全く道路がないところから道路を造って、そこに車が一定の台数通るということで、かなり生活環境に対する影響は大きくなる(可能性がある)、特にそこに面するところには保育園などもあったりして、環境変化の影響は大きいと思います。(準備書)6.8-56(ページ)には、その評価の結果が要約されていますけれども、この地点3、4のところは(来園者量等による道路交通騒音レベルの増加分が)計算できないために、(生活環境に対する影響は)ないということになっていますが、影響がないとは言えないので、書き方を考えた方が良いのではないかと思います。

以上になります。

【奥会長】

今の点はいかがですか。事業者の方。

【事業者】

公園の方からお答えします。私の方も今全部確認はできていないのですが、委員がおっしゃるようになりますね、実際その0という評価が出てるところが非常に分かりにくい部分もでございます。ということですね、全体的にこちらの方で記載しているのが来園の走行についてはですね、どうしてもかまくらみちが主な動線で、皆さんが来られて、現況のかまくらみちが結構渋滞している時もあるのですが、それが、どのような影響があるかというのを視点に書かせていただいたので、委員がおっしゃるようになりますね、地点3、4の外周道路の件については記載が少ないところもでございます。という意味ですね、もう一度、記載の方を改めて確認した上でですね、お答えさせていただけたらと思います。

ただ1点言えるのがですね、外周道路についてはですね、墓園ですとか公園を利用される方が駐車場に入ることを想定して、一番の交通量を考えてございます。後はですね、迂回路ということも想定されるのですが、実際先ほど申しましたように、車を利用する方は、なるべく早い道、幹線的な道を通るような形で考えると判断されるので、その辺も分かるような形でですね、記載を考えさせていただきたいと思います。

以上です。

【奥会長】

上野委員、よろしいでしょうか。

【上野委員】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【奥会長】

それでは田中伸治委員、お願いいたします。

【田中伸治委員】

御説明ありがとうございました。私も今、上野委員が御質問された件に関しては気になっておまして、予測上0台となっている部分については、御回答でもおっしゃったように、やはり道路ができますと、そこを使う車というのが現れてくるわけです。配分の計算上、比較的遠い場所同士の交通に関しては考慮されているかもしれませんが、周辺の地域で発生する交通、そうしたものはこういう新しい道ができることを利用するようになるかと思っておりますので、そういったものを考慮していただくと、もう少し現実的な数字といえますか、交通の予測ができる

のではないかなと、それに基づいて騒音などの予測もしていただくのが良いのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょう。

【事業者】 公園の方からお答えしますが、おっしゃるようになりますね、騒音の話、先ほどから申していますが、かまくらみちが一応地域の方は、懸念されているかなということ、そういうことが中心のですね、お答えになっています。外周道路に関しましては、これから車道の位置ですとか、詳しい断面構成とかを決めていくわけなのですが、実際幅員が50メートルございまして、2車線の道路ということ、またですね、道路の外側には植栽ですとか、緩衝帯も造る形ですね、周辺の環境には影響は少なくしたいと考えてございます。ですから予測というよりはですね、そういう形の、配慮事項をですね、しっかり書かせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【田中伸治委員】 配慮のことをしっかり書いていただくのはもちろん結構なのですが、数値として、ここに0が並んでしまうというところが、きちんと予測と環境影響の評価をしているのかなと見えてしまうかと思えます。

後は連絡道路と言いますか、今後できる道路も、この外周の道路につながると思うのですが、今回、それは予測しないという御説明ではありましたが、そういうことも将来的にあるというようなところで、この数値が0というところが、やはりきちんと現実的な交通量を想定した評価をしたのかな、と見えてしまうと思えます。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 実際委員がおっしゃるようになりますね、その辺の影響が出てくるというようなことがございますので、今私どもの方が0として配分している区間について、改めてですね、先ほどおっしゃったように、近隣エリアの交通の動き、それを出せるかどうかを含めてですね、改めて持ち帰りまして、逆に近隣だけでやってしまうと外側がぼやけてしまうこともございますので、その辺を整理した上でお答えさせていただきたいと思えますが、いかがですか。

【田中伸治委員】 では御検討お願いいたします。

それからもう一つ追加で申し上げたいのは、前回私は欠席でしたので、前回（第15回審査会で）説明された補足資料1と2に関しては、私から質問した件について御回答いただいたところです。

外周道路が新しくできて、それが現状の交差点と接続する部分の副道の構造はどうなっているかということ、あるいは西側部分で歩道はどのように設置されるのかということについて質問をしたところですが、お答えとして、まだ計画中で今後詳細な設計を行うので、現時点では具体的な図面がないというような御回答になっております。今は準備書の審査の段階なのですが、ここでそういった状況では、審査会としても、なかなかこれが妥当かどうかということ審査することはできないというのが正直な感想です。この辺り、もう少し具体的な情報を出していただかないと、こちらとしても（審査を行うにあたり）困ってしまうというのが、質問というよりは意見になります。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。お答えございますか、事業者の方。

【事業者】 副道の接続については前回も御説明したのですが、これからですね、

詳細な設計等を行って地域の方の、本当に身近な方ですね、御意見も伺った上で警察と協議をして決めていくものなので、ここでそれを詳しく出すというのは、前回説明したのですが、できないということでお答えさせていただきます。

ただ懸念事項がございますので、その辺で今委員の方が御指摘くださったようにですね、副道が接続することによって、どのような影響があるのかということをごすね、改めて確認した上でですね、補記ができるのであれば次回御報告したいと思いますが、具体的な図面というのが現時点では出せないというのが、申し訳ないですが、御理解いただけたらというところでございます。

以上です。

【奥会長】

田中伸治委員。

【田中伸治委員】

では、まずはその辺り補足をいただければと思います。

【奥会長】

以上でよろしいですか。

【田中伸治委員】

はい。

【奥会長】

ありがとうございます。他の委員からは何かございますでしょうか。

【事務局】

奥会長、事務局でございます。よろしいでしょうか。

【奥会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

本日補足説明した資料の 11 と 12 なのですが、こちらは藤倉委員からの御意見に対する回答になっておりまして、事務局の方から、藤倉委員に追加の御意見があるかどうか確認させていただくということによろしいでしょうか。

【奥会長】

それは是非お願いいたします。本日御欠席なので、見ていただきまして、追加の御意見等（があるか）伺ってください。

【事務局】

承知いたしました。

【奥会長】

それでは「説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明」についての御説明を事業者の方からお願いいたします。

エ 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明について事業者が説明した。

オ 質疑

【奥会長】

御説明ありがとうございました。では、委員の方から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

田中伸治委員、お願いします。

【田中伸治委員】

先ほど申し上げたとおりではありますけれども、説明会の中でも住民の方から、やはり道路の接続部分であるとか、外周道路に関しての御質問がいろいろとあります。（事業者からの）御回答の中で（説明資料 17 ページには）、「審査会で学識（経験）の委員に審査をしていただきます」という御回答もあったのですが、それでしたらなおのこと、（外周道路について）もう少し詳しい情報を是非次回以降に補足資料としてお出しいただきたいというお願いになります。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。そこは重ねてのお願いということですので、御対応をお願いいたします。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。挙手されている方がいらっしゃるようですので、それでは事業者の皆様との質疑応答はこ

こまでとさせていただきます。

事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

#### カ 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。大丈夫でしょうか。
- 【事務局】 事務局からよろしいでしょうか。先ほど、供用時の将来交通量に関して、上野委員と田中伸治委員から御質問をいただいたところなのですが、同じような内容で、振動ですとか、大気質、交通混雑が共通しておりますので、そこは全般的にということではよろしいでしょうか。
- 【奥会長】 いかがでしょうか。田中伸治委員どうでしょうか。
- 【田中伸治委員】 はい、同様だと思います。
- 【奥会長】 上野委員、どうでしょうか。
- 【上野委員】 振動のことも言わなければと思っていましたので、お願いいたします。
- 【事務局】 承知いたしました。  
もう1点事務局の方から確認をさせていただいてよろしいでしょうか。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【事務局】 最後、田中伸治委員が、是非詳しい資料を出してもらいたいとおっしゃった趣旨なのですが、前回の補足説明資料で「詳しいところはこれから協議するので出せません」という説明があったことに対して、今日もいろいろと御意見をいただいたところです。今のところ詳しい資料が出てきそうにないような状況ではあるのですが、それに近いようなものは、この審議の中で出してもらいたいという趣旨でよろしいですか。
- 【田中伸治委員】 はい、そうです。今日御説明された中でも（外周道路の）接続の部分で、もう少し検討していただくような御発言があったので、そうした資料を出していただきたいと思っております。
- 【事務局】 そこ（の資料）がないと予測評価や安全の判断ができないという考え方で、そのような趣旨でよろしいでしょうか。
- 【田中伸治委員】 審査をするというからには、きちんと資料を出していただいた上で、審査をするべきかと思えます。
- 【事務局】 分かりました。その辺は事業者伝えて、次回以降（補足）資料を出させるようにします。ありがとうございます。
- 【奥会長】 他はよろしいでしょうか。
- 田中修三委員、どうぞ。
- 【田中修三委員】 今日の（説明会報告）資料の14ページで、説明会で市民の方から、米軍使用後の土地ということで、PFAS（ピーファス）の汚染土壌や水質の汚染はないかという質問が出ていまして、事業者の説明としては基準がないので評価をしていないとのこと。土壌についての調査は、今回の事業実施区域内があればさらにいいのですが、それがなくても

その周辺等で PFAS の検出等は現時点ではないのですか。ご存知ですか。  
(横浜)市の方。

【事務局】 多分事業者の方で調査はしていないと思います。PFAS の調査自体（していないと思います）。河川の（PFAS の）調査は横浜市で行っている部分もあるのですが、この地点で（調査を）行っているか、今の段階でお伝えできる資料を持ち合わせておりません。おそらくこの近辺というか、この（事業実施区域の）中を通っているのは、水路みたいなものなので、ここで（市が調査を）行っていることはないと思います。データの多分この辺ではないのではないかと考えております。

【田中修三委員】 （データは）ないかもしれませんが、（事業者は）一応準備というか、調べておいた方が良いのではないかと気がいたします。これは評価項目として評価しなくてはいけないということではなくて、どういう状況か、どこまで分かっているか、何が分かっているのか、その内容がどういものであるのかは知っておいた方が良くと思います。飲料水の基準は、現時点では暫定目標値ですが、4月1日から水質基準になります。

それから、それ（飲料水）以外の基準がないと書いてある事業者の回答なのですが、公共用水域についても指針値としてはあるわけです。水道水の暫定目標値と、同じレベルの公共用水域に対する指針値としてあります。これを今から取り上げるつもりは全然ないのですが、準備をして調べておいた方がいい、情報は収集しておいた方が良くという気がいたしましたので、一言申し上げました。

【事務局】 分かりました。事業者の方に御意見としてお伝えしておきます。ありがとうございます。

【奥会長】 今、御指摘があったのは、説明会資料の14ページの一番下ですね。

【田中修三委員】 そうです。

【奥会長】 事業者の説明の二つ目の文章に、「今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目においては、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。」とありまして、ですから PFAS についても測定していることのようにこれは読めますよね。

【事務局】 水質の調査はしているようなのですが、PFAS の調査はしていないと聞いております。

【奥会長】 そうですか。そうするとこの回答も誤解を招きます。そこをもう一度改めて確認していただいて。

【事務局】 ここの（PFAS の調査）部分をどうするのか、もしくは測定をやっているのか、やっていないのかということも含めて（あらためて）確認して、次回以降の審議の中で説明をしていただくようにします。それでよろしいでしょうか。

【奥会長】 そうですね。田中修三委員、それでよろしいでしょうか。

【田中修三委員】 ここは PFAS 以外で、影響（を及ぼす）数値は確認されていないということですが、誤解を招く表現かもしれないです。

【事務局】 おそらくそうかもしれないのですが、ここの部分が間違っって答えていることになる、それをどうするかということになるかと思えます。

【奥会長】 重要な点だと思いますので、事業者の方にも確認をしていただいて、正確なところを説明していただくようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 他はよろしいでしょうか。ありがとうございます。では次回以降も、本件については継続審議ということで、よろしくお願いいたします。

本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。

また、YouTubeによるオンライン配信も終了いたします。

(傍聴者退出)

- 資料
- ・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について(依頼) 事務局資料
  - ・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料
  - ・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 計画段階配慮書の概要 事業者資料
  - ・(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
  - ・(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に関する検討事項一覧 事務局資料
  - ・(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
  - ・(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
  - ・(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 事業者資料